

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

- 施設等の欄の(第〇条)はバリアフリー法施行令の該当条文です。
●施設等の欄の【第〇条】は川崎市福祉のまちづくり条例第4章(委任規定)の該当条文で、建築物移動等円滑化基準に付加した事項です。

○一般基準

施設等	チェック項目	チェック
廊下等 (第 11 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか。 ②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）。 ※1	
階段 (第 12 条) 【第 29 条】	①手すりを設けているか(踊場も含む)。 ②表面は滑りにくい仕上げであるか。 ③段は識別しやすいものか。 ④段はつまずきにくいものか。 ⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）。 ※2 ⑥主たる階段を回り階段としていないか。 ⑦主たる階段の幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10cm を限度としてないものとみなす)は、130cm 以上であるか。 当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。	
傾斜路 (第 13 条)	①手すりを設けているか（勾配1／12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は免除）。 ②表面は滑りにくい仕上げであるか。 ③前後の廊下等と識別しやすいものか。 ④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分）。 ※3	

- ※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)
- ・自動車車庫に設ける場
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	チェック
便所 (第 14 条) 【第 30 条】	①車いす使用者用便房を設けているか (1以上)。 (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか。	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか。	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか (1以上)。	
	③床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm 以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上)。	
	④床の表面は、滑りにくい材料で仕上げているか。	
	⑤車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm 以上で あるか。	

施設等	チェック項目	チェック
ホテル又は 旅館の客室 (第 15 条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか。	
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか。	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)。	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか (当該便房を設ける便所も同様)。	
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか。	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか。	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか。	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。	
敷地内の 通路 (第 16 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか。	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか。	
	(2)識別しやすいものか。	
	(3)つまずきにくいものか。	
	③傾斜路	—
駐車場 (第 17 条)	(1)手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)。	
	(2)前後の通路と識別しやすいものか。	
	①車いす使用者用駐車施設を設けているか (1以上)。	
	(1)幅は350cm以上であるか。	
標識 (第 19 条)	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか。	
	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか。	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)。	
案内設備 (第 20 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか (配置を容易に視認できる場合は除く)。	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか。	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)。	

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準) ※1

施設等	チェック項目	チェック
案内設備 までの経路 (第 21 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は免除)。	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。 ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便所・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	チェック
(第18条 第2項第一号) 【第31条】	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）。	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか。 ②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。 ③直接地上へ通ずる出入口の幅は、90cm以上であるか。	
廊下等 (第三号)	①幅は140cm以上であるか（共同住宅は120cm以上）。 ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか。 ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。	
傾斜路 (第四号)	①幅は140cm以上であるか（共同住宅は120cm以上）（階段に併設する場合は90cm以上）。 ②勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか。 ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか。	
エレベーター 及びその乗 降ロビー (第五号)	①かごは必要階（利用居室又は車いす使用者用便所・駐車施設のある階、地上階）に停止するか。 ②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか。 ③かごの奥行きは135cm以上であるか。 ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか。 ⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか。 ⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか。 ⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか。 ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から⑦を満たしているか。 (2)かごの幅は、140cm以上であるか。 (3)かごは車いすが転回できる形状か。 ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1 (1)上記①から⑧を満たしているか。 (2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか。 (3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか。 (4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか。	—
特殊な構造 又は使用形 態のエレベ ーターその 他の昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合 (1)段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの）であるか。 (2)かごの幅は70cm以上であるか。 (3)かごの奥行きは120cm以上であるか。 (4)かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）。 ②エスカレーターの場合 (1)車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか。	—
敷地内の 通路 (第七号)	①幅は140cm以上であるか。 ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか。 ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。 ④傾斜路 (1)幅は140cm以上であるか（段に併設する場合は90cm以上）。 (2)勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか。 (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）。	—
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る。	

※1 告示で定める以下の場合を除く（告示第1494号）
・自動車車庫に設ける場合